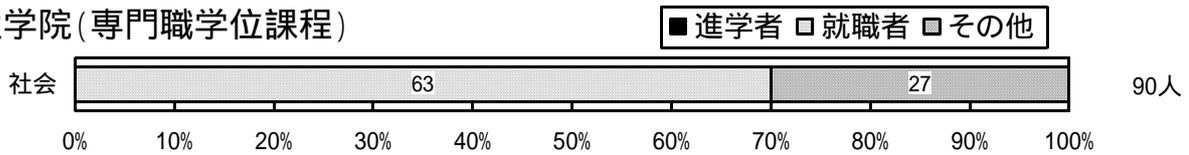
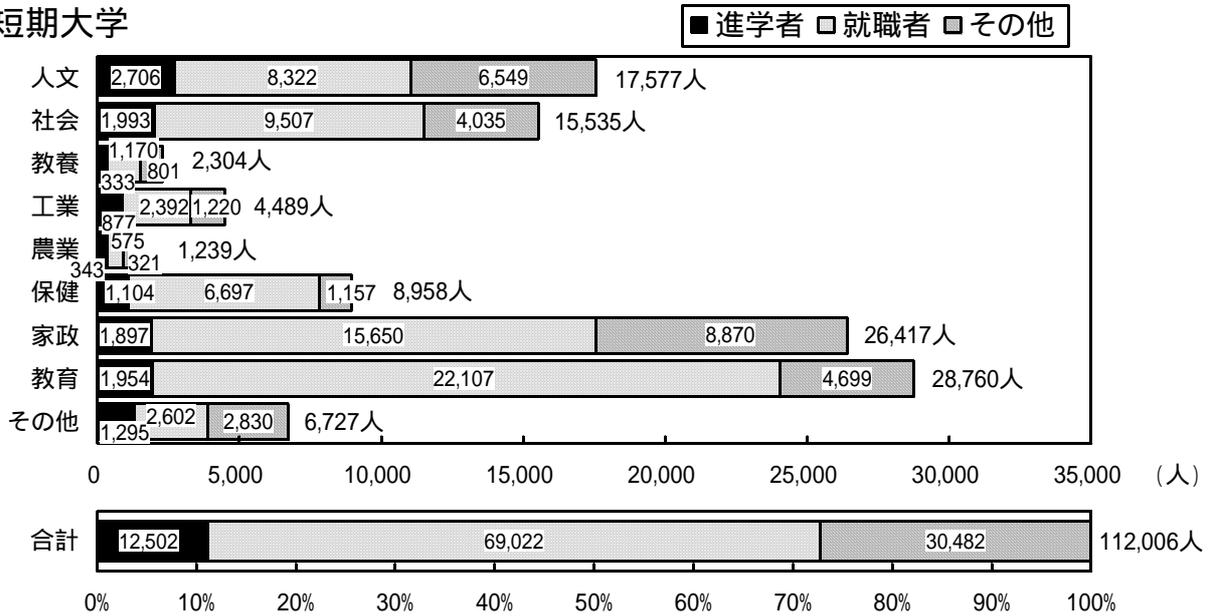


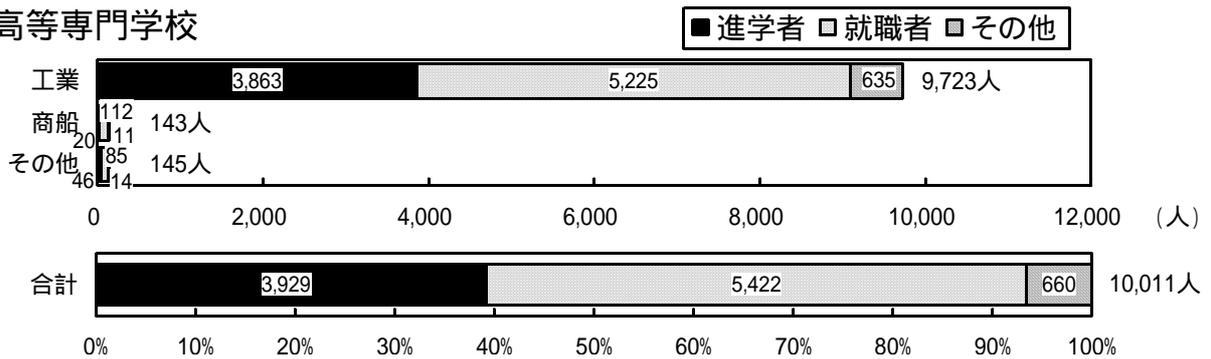
### 大学院(専門職学位課程)



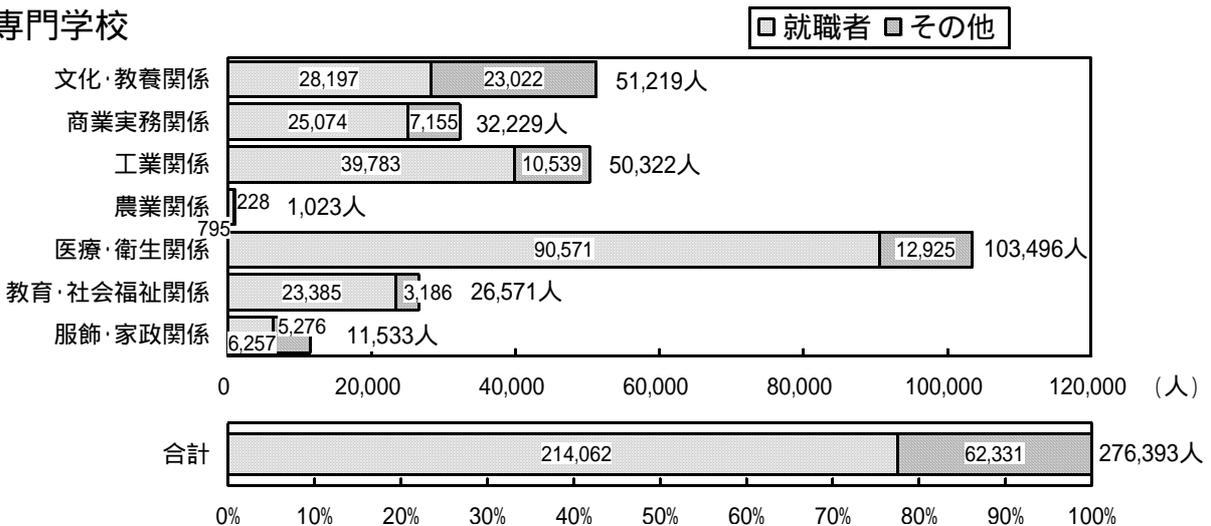
### 短期大学



### 高等専門学校



### 専門学校



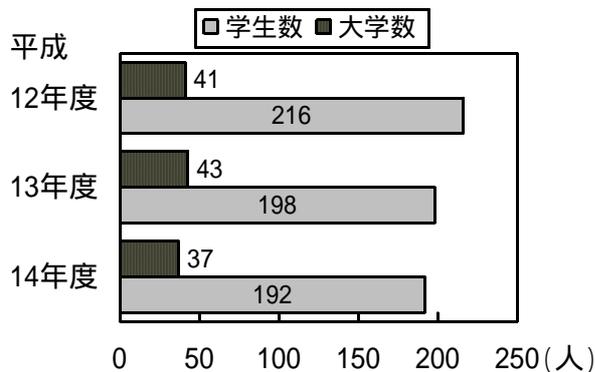
(注) 進路のその他は一時的な仕事に就いた者, 専修学校等への入学者, 死亡・不詳の者等を指す。  
 短期大学の分野のその他は芸術等を含む。  
 高等専門学校の分野のその他は経営情報学科, コミュニケーション情報学科, 国際流通学科及び情報デザイン学科である。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」(平成16年度)

(11) 進学経路の多様化

(ア) 飛び入学・短期修了

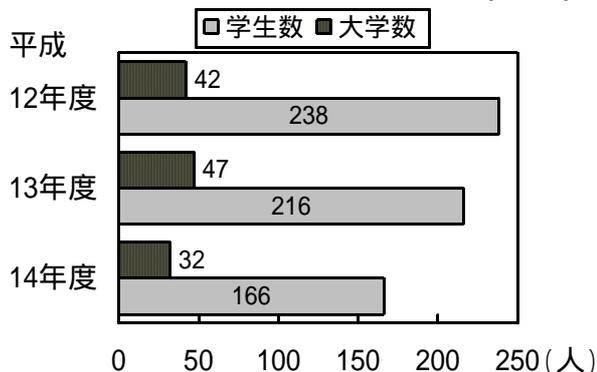
大学院への飛び入学(実績)



実施大学の例

九州大学36人, 立命館大学25人, 大阪大学22人

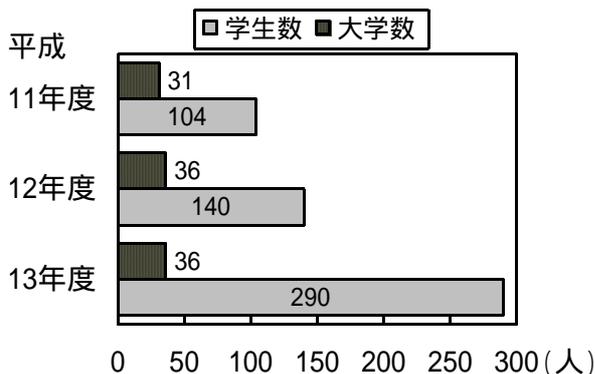
学部卒業後2年以上研究に従事し、修士課程を経ずに博士課程に入学(実績)



実施大学の例

東京工業大学21人, 東北大学18人, 山口大学14人, 鳥取大学10人

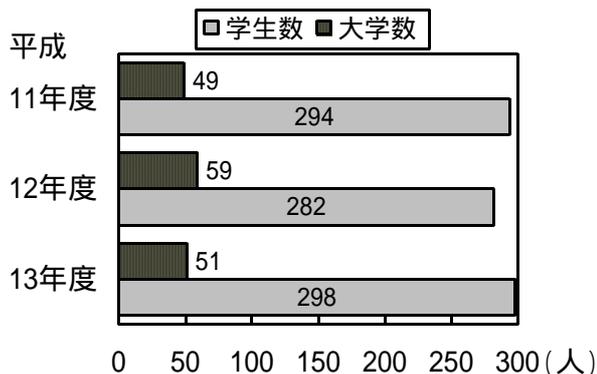
修士課程の短期修了(実績)



実施大学の例

政策研究大学院大学132人, 法政大学38人, 一橋大学12人, 大阪大学12人

博士課程の短期修了(実績)

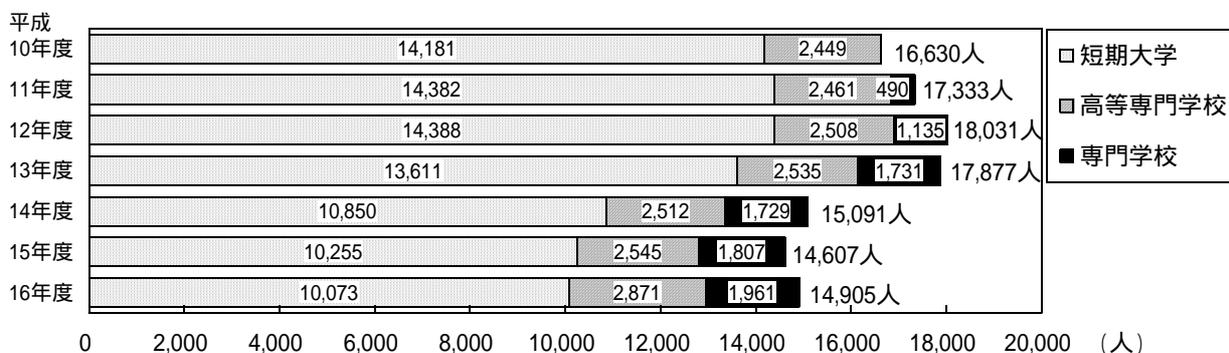


実施大学の例

東北大学42人, 大阪大学36人, 秋田大学24人, 筑波大学15人, 奈良先端科学技術大学院大学15人

(出典) 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」(平成16年3月)

(イ) 大学への編入学状況の変化

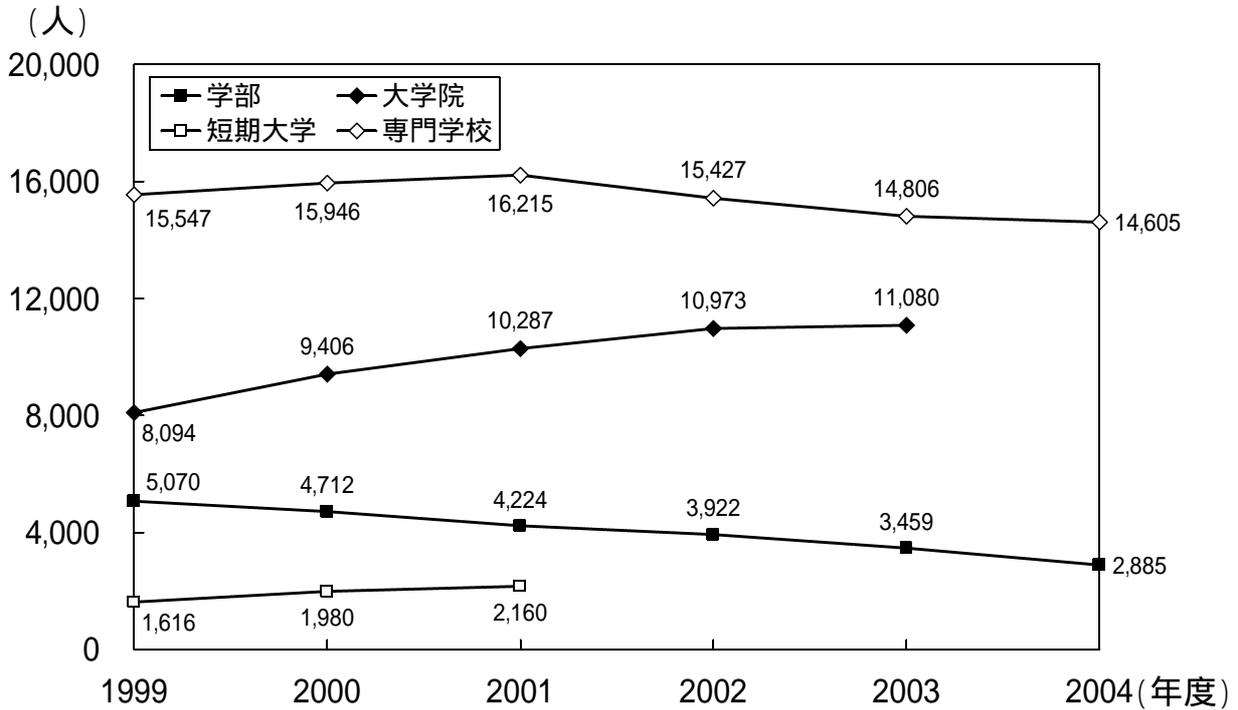


(注) 編入学：短期大学，高等専門学校，専門学校を卒業し，大学の途中年次に入学する制度。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

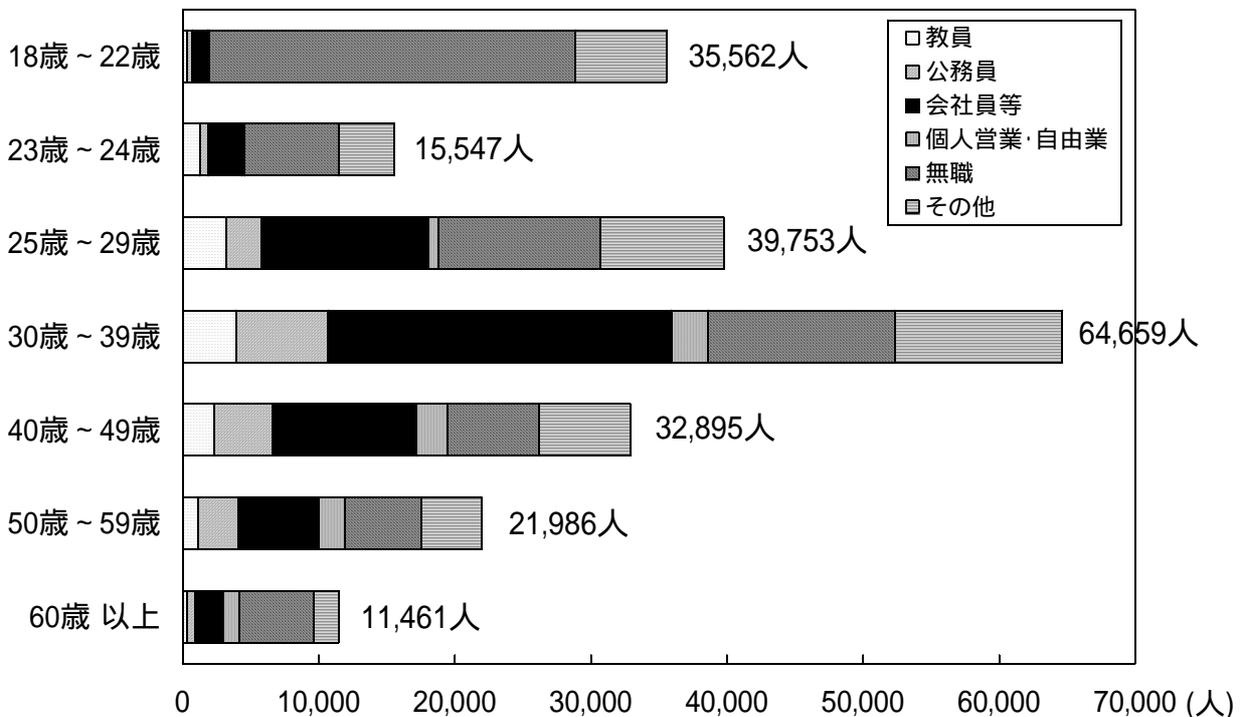
(12) 社会人学生

(ア) 社会人入学者数の推移



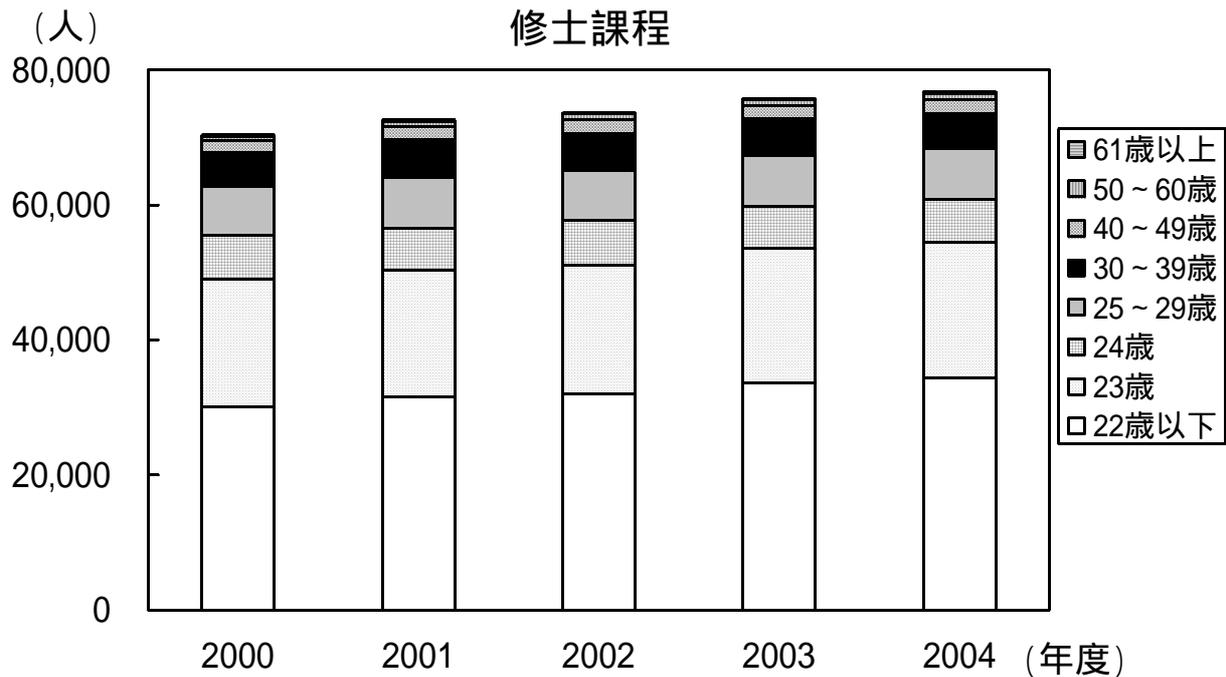
(注) 学部については社会人特別選抜枠による入学者数である。  
 短期大学については本科の社会人入学者数である(2002年度以降集計なし)。  
 (文部科学省調べ)

(イ) 通信制大学・短期大学に在学する学生の年齢別職業別分布

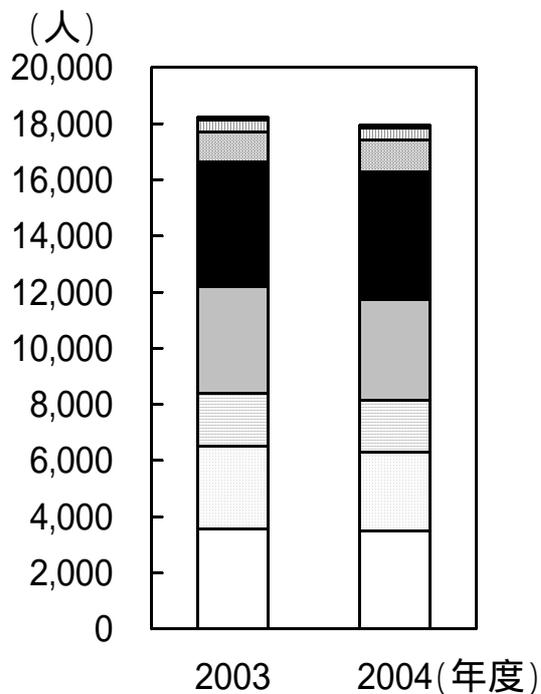


(注) 通信制大学には放送大学を含む。  
 その他は農林水産業及び他の分類に含まれない職種を指す。  
 (出典) 文部科学省「学校基本調査」(平成16年度)

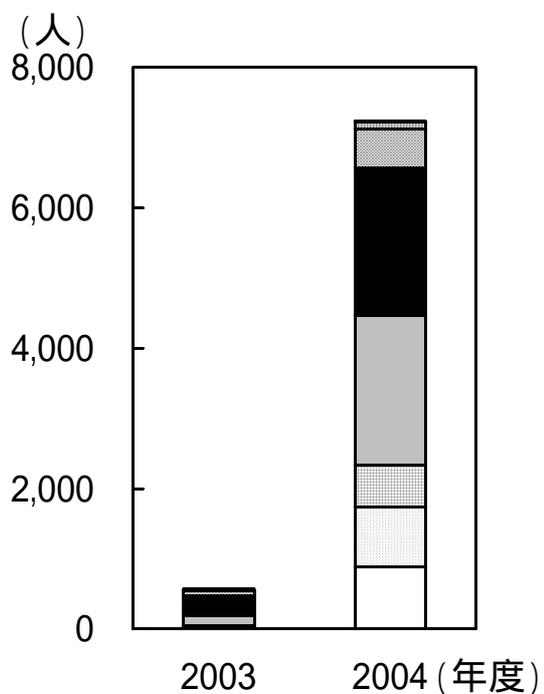
(ウ) 大学院の年齢別入学者数



博士課程



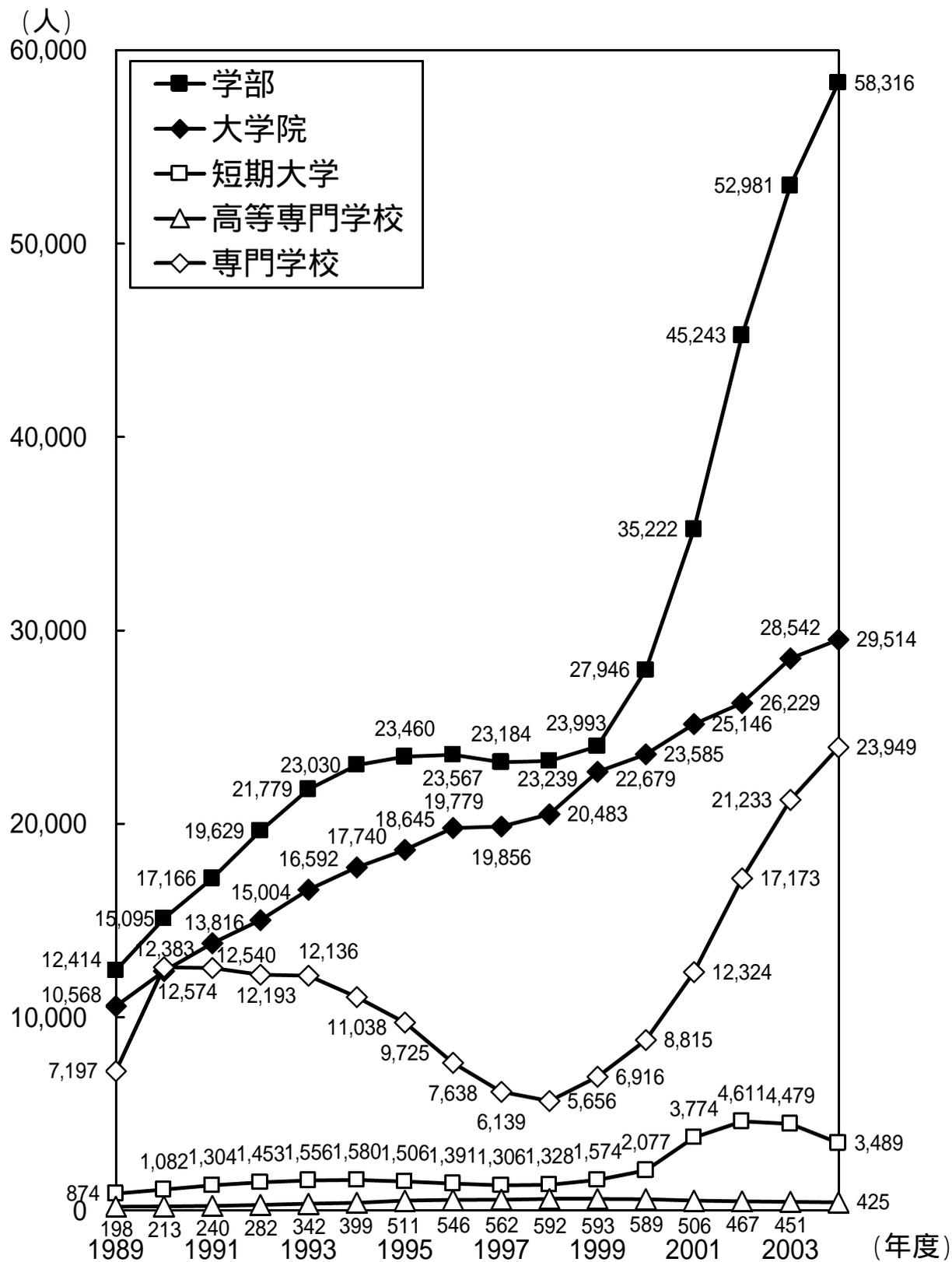
専門職学位課程



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

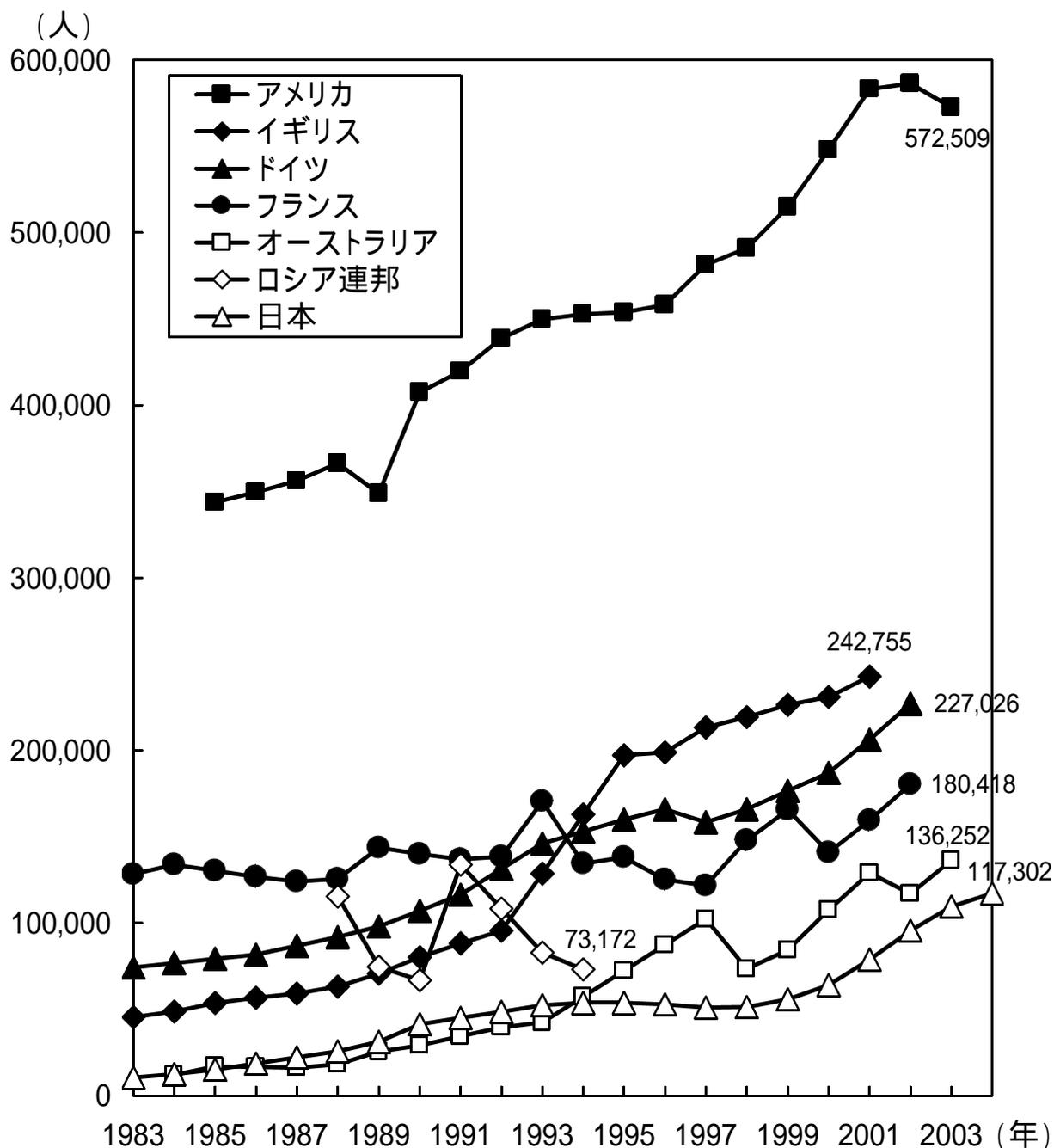
(13) 留学生

(ア) 在学段階別留学生数の推移



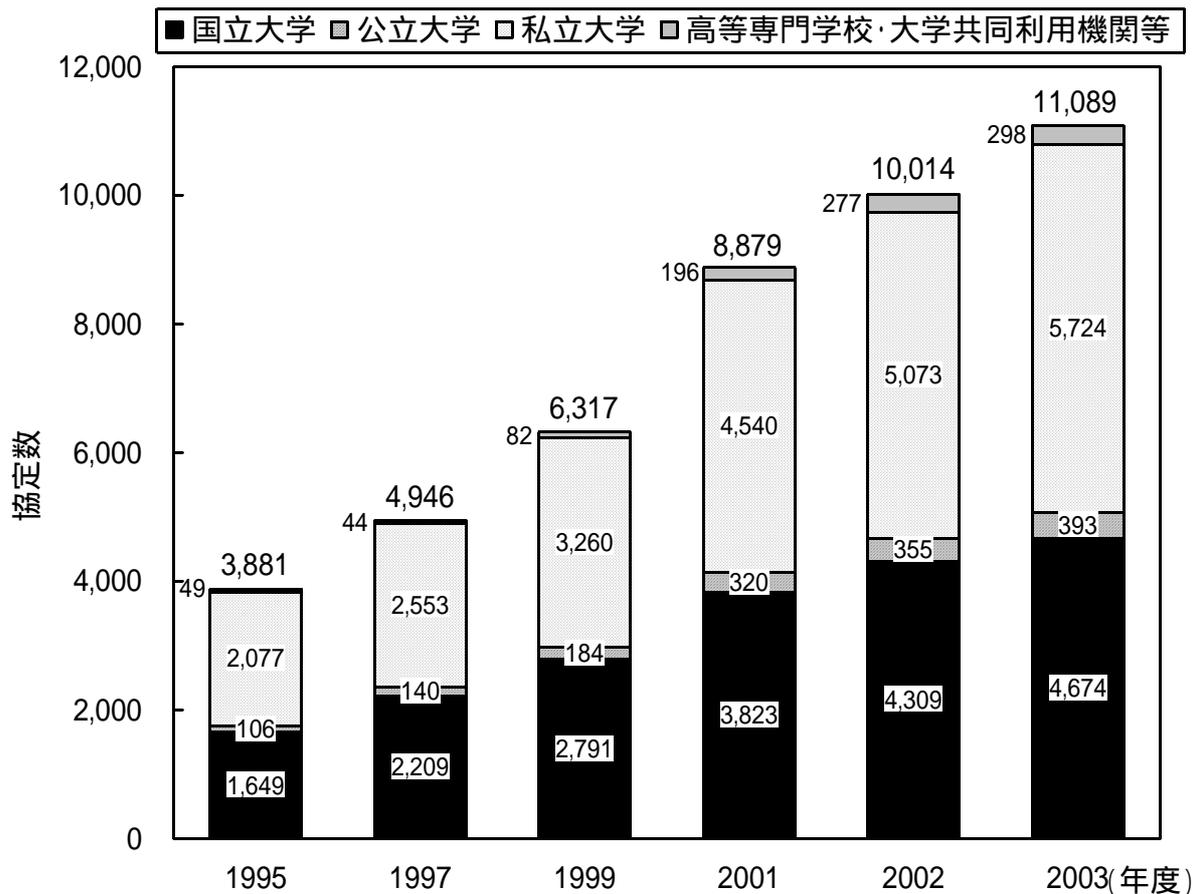
(注) 各年とも5月1日現在の値である。  
(文部科学省調べ)

(イ) 主要国における留学生受入れ人数の推移



(出典等) アメリカ: ユネスコ「ユネスコ文化統計年鑑」(1985~1993年),  
 IIE「OPEN DOORS」(1994~2003年)  
 イギリス: ユネスコ「ユネスコ文化統計年鑑」(1983~1996年),  
 HESA「STUDENTS in Higher Education Institutions」(1997~2001年)  
 ドイツ: ユネスコ「ユネスコ文化統計年鑑」(1983~1996年),  
 連邦調査庁「Bildung im Zahlenspiegel」(1997~2002年)  
 フランス: ユネスコ「ユネスコ文化統計年鑑」(1983~1997年),  
 フランス国民教育省「Repères et références statistiques sur les enseignements,  
 la formation et la recherche」(1998~2002年)  
 オーストラリア: ユネスコ「ユネスコ文化統計年鑑」(1984~1997年),  
 AEI「Overseas Student Statistics」(1998~2003年)  
 ロシア連邦: ユネスコ「ユネスコ文化統計年鑑」(1988~1994年)  
 (1988~1990年の間のデータはソビエト連邦として発表されたもの)  
 日本: 文部科学省調べ

(14) 大学等間交流協定締結状況の推移



協定の相手国・地域数の推移

(単位: 国・地域)

	アジア	中近東	アフリカ	オセアニア	北米	中南米	ヨーロッパ	全体
1993年度	16	6	12	4	2	11	28	79
1998年度	21	7	17	4	2	15	36	102
2003年度	22	12	19	12	2	17	39	123

(注) 大学等間交流協定：両国の大学等が教育・学術の相互交流の必要性に基づいて各大学等が独自に締結を行う協定書等(覚書等を含む)。学部、大学院、研究所等間の協定等も対象とする。交流の内容としては、日本人学生の派遣、外国人学生の受入れ、研究者の相互交流、共同研究の実施、国際シンポジウムの開催、情報交換等がある。

(出典) 文部科学省「大学等間交流協定締結状況調査の結果について」(平成15年10月1日現在)

(15) eラーニングに関する実態調査

調査対象数 295大学 518部局

メディア教育開発センター「高等教育機関におけるマルチメディア利用実態調査」においてインターネット授業を「行っている」「行うことを計画している」と回答した機関を調査対象とした。

有効回答数

	国立	公立	私立	合計
人教	47	2	115	164
理工農	30	2	29	61
医歯薬保	12	2	22	36
その他	1	1	23	25
	90	7	189	286

今年度のeラーニング授業実施科目数

設置者別

科目数	国立	公立	私立	合計	
0	62	7	124	193	67.4%
1～2	14	0	18	32	9.8%
3～6	4	0	18	22	9.8%
7～10	1	0	10	11	5.4%
11以上	9	0	14	23	7.6%
合計	90	7	184	281	
0を除く計	28(31.8%)	0(0.0%)	60(68.2%)	88	

部局別

科目数	人教	理工農	医歯薬保	その他	合計	
0	107	37	32	17	193	67.4%
1～2	17	12	3	0	32	9.8%
3～6	14	6	1	1	22	9.8%
7～10	7	3	0	1	11	5.4%
11以上	19	3	0	1	23	7.6%
合計	164	61	36	20	281	
0を除く計	57(64.8%)	24(27.3%)	4(4.5%)	3(3.4%)	88	

情報通信技術の利用による遠隔地での受講(対面授業出席と同等の扱い)可能な授業科目数

科目数	授業のほぼ全体が可能		授業の一部のみが可能		遠隔地では受講できない	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0	46	52.3%	61	69.3%	45	51.1%
1～2	23	26.2%	13	14.8%	15	17.0%
3～6	14	15.9%	2	2.3%	18	20.5%
7～10	1	1.1%	1	1.1%	5	5.7%
11以上	4	4.5%	11	12.5%	5	5.7%
合計	88		88		88	
0を除く計	42	47.7%	27	30.7%	43	48.9%

(注) 今年度とは2003年度を指す。

(出典) 国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議

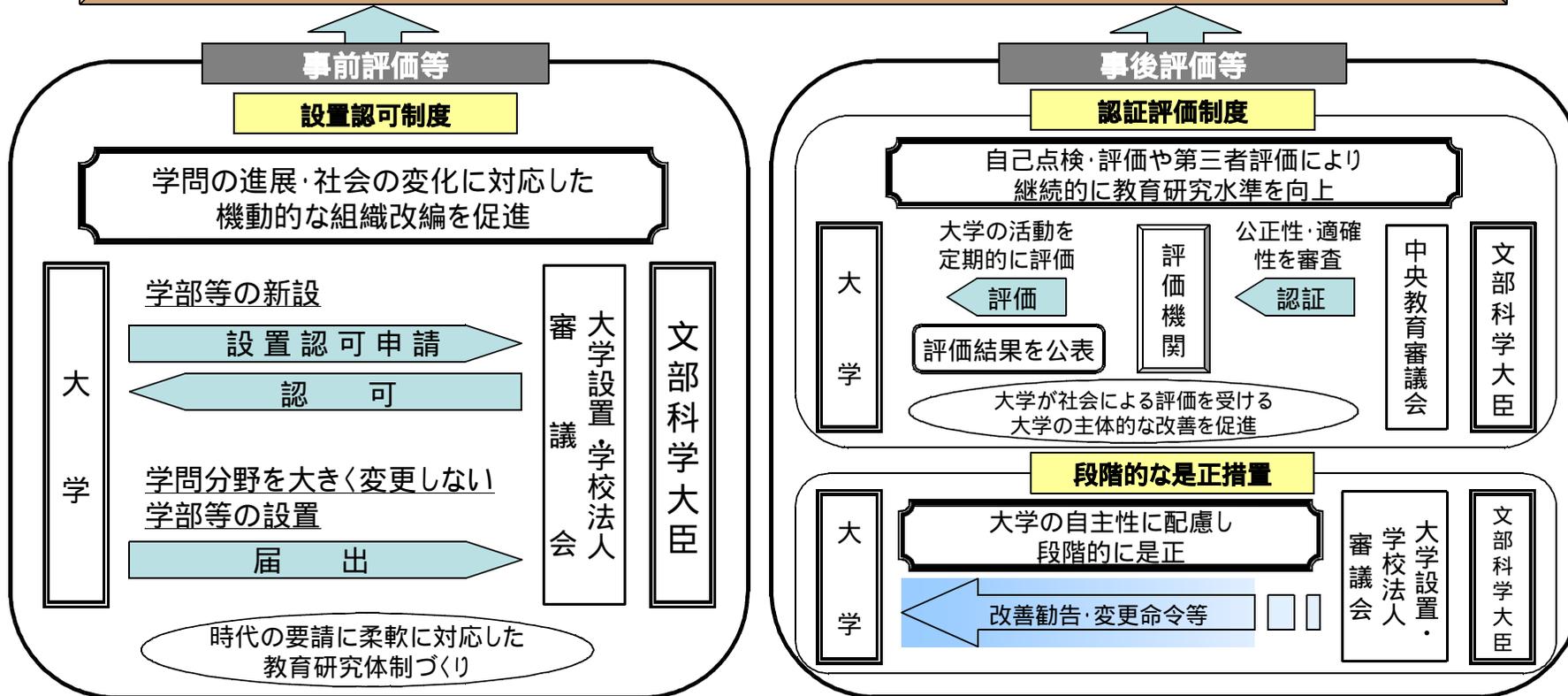
「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について(審議のまとめ)」(平成16年3月29日)

### 3. 高等教育の質の保証

#### (1) 大学の質の保証システム

【基本的な考え方】 一定の事前評価は必要 設置認可制度の位置付けの一層の明確化と的確な運用  
 認証評価は事後評価の中核 認証評価制度の社会への早期定着と発展・充実

#### 事前・事後の評価の適切な役割分担と協調による質の保証



(文部科学省作成)

## ( 2 ) 設置認可

### (ア) これまでの大学設置基準等の弾力化の主な内容

#### 1 大学の基本組織に関する規定の弾力化

学部の種類の規定の撤廃（平成3年）

学部の種類について，新たな分野の展開等を考慮し，文学，法学，経済学等の例示規定を撤廃。

学科の下部組織の規定の撤廃（平成3年）

教育研究上特に必要があるときは学科に専攻課程を設けることができるとする規定を撤廃し，各大学の裁量にゆだねた。

学科に代えて課程を設けるための要件に関する規定の弾力化（平成3年）

「学科を設けることが適当でないとき」としていた課程設置の条件を，「有益かつ適切であると認められるとき」に弾力化。

#### 2 教員組織に関する規定の弾力化

専任教員数に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数の基準について，一般教育科目，専門教育科目の区分ごとに教員数を定める方式を改め，例えば一般教育に関する科目を担当する専任教員数を何人とするかは，各大学の判断にゆだねることとした。

兼任教員数の規定の撤廃（平成3年）

「兼任の教員の合計数は，全教員数の2分の1を超えないものとする」とされていた兼任教員数の制限を撤廃し，各大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとした。

主要学科目の担当教員に関する規定の弾力化（平成3年）

教育上主要と認められる学科目（主要学科目）を専任の教授，助教授以外が担当する条件を緩和。

教員組織に関する規定の弾力化（平成13年）

講座制・学科目制以外の独自の教員組織の設計ができることを明示。

#### 3 教育課程・卒業要件等に関する規定の弾力化

授業科目区分に関する規定の撤廃（平成3年）

一般教育科目，専門教育科目等の科目区分を廃止。

単位の計算方法の弾力化（平成3年）

単位の計算方法について，教室外何時間，教室内何時間といった固定的な学修時間の計算を弾力化。